

## 和歌山市農業委員会サイバーセキュリティを確保するための方針

### 1 目的

和歌山市農業委員会サイバーセキュリティを確保するための方針（以下「方針」という）は、農業委員会が保有する情報資産を様々な脅威から保護し、情報資産の機密性、完全性および可用性を維持するため、農業委員会が行う情報セキュリティに関する対策の統一かつ基本的事項を定めることを目的とする。

### 2 適用範囲

情報資産を扱う以下の者について、本方針を適用する。

- (1) 農業委員会委員
- (2) 農地利用最適化推進委員
- (3) 農業委員会事務局職員
- (4) 業務上農業委員会と委託契約等その他の関係にある者。以下「受託者等」という。

### 3 定義

本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

#### (1) 情報資産

農業委員会が保有する全ての情報および情報システムをいう。

#### (2) 情報システム

和歌山市行政情報ネットワーク、ハードウェア、ソフトウェアおよび記憶媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

#### (3) 和歌山市行政情報ネットワーク

行政情報系システムを利用するパソコン等を含むネットワークをいう。

#### (4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性および可用性を維持することをいう。

##### ア. 機密性

情報にアクセスすることが認められた者だけがアクセスできることを確実にすることをいう。

##### イ. 完全性

情報および処理方法の正確さならびに完全である状態を安全防護することをいう。

##### ウ. 可用性

認められた者が必要なときに情報にアクセスし、それを利用できる事を確実にすることをいう。

#### (5) 情報セキュリティインシデント

情報資産が侵害された又は侵害される恐れがある事件や事故のことをいう。

#### 4 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1)不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2)情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3)地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4)大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5)電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

#### 5 情報セキュリティ対策

前記の脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講じるものとする。

##### (1)管理体制

農業委員会の情報資産について、情報セキュリティ対策を確実に管理するための体制を整備するものとする。

##### (2)情報資産の分類と管理

情報の内容等を踏まえた情報資産の分類を行い、その重要性に応じて適正な管理を行うものとする。

##### (3)人的セキュリティ対策

情報セキュリティ対策の実施にあたって、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局職員に対する周知および徹底を図るとともに、十分な研修、啓発、連絡、相談が行われるよう必要な対策を講ずる。

##### (4)物理的セキュリティ対策

情報システムの設置場所および情報の保管場所等への不正な立入りならびに情報資産への加害および利用の妨害等から保護するための物理的対策を講ずる。

##### (5)技術的セキュリティ対策

情報資産を不正アクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術的な対策を講ずる。

##### (6)運用等における対策

情報システムの監視、本方針の遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、本方針の運用面の対策を講じる。

##### (7)外部委託者の管理

外部委託者に対する管理について対策を講ずる。

#### (8) 緊急時におけるセキュリティ対策

緊急事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応が可能となるよう、緊急時連絡網を策定する。

#### 6 委員・職員の義務

農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局職員は、本方針を遵守する義務を負うものとする。

#### 7 情報セキュリティに関する違反への対応

本方針に違反した者については、その重大性、発生した事案の状況等に応じて厳正に対処する。

#### 8 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

本方針が遵守されていることを検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

#### 9 評価および見直し

前項の結果等に基づき、本方針に定める事項および情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、必要に応じて本方針の見直しを実施する。

#### 10 法令等の遵守

(1) 本方針は、関連する法令等との整合性を常に維持しなければならない。

(2) 情報セキュリティ対策の実施にあたっては、法令等を遵守しなければならない。